

# 地域歳末

東区社会福祉協議会  
地域歳末たすけあい事業助成のご案内

歳末たすけあい事業助成とは・・・

歳末時期に、「地域の誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」を目的に、地域住民が主体となって行う福祉活動に対する助成事業です。

<p>助成の対象となる事業</p>	<p>地域歳末たすけあい事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳末時期に地域住民全般が参加・交流できる行事・イベント等の事業 例) 歳末世代交流お楽しみ会・映画上映会・講演会・もちつき大会 等</li> <li>・ 見守りが必要な高齢者等の安否確認と孤独感の解消を図る活動</li> </ul> <p>【実施範囲】 自治会・町内会の範囲以上</p> <p>【実施時期】 <b>令和6年11月1日から令和7年1月31日まで</b></p>						
<p>助成対象団体</p>	<p>自治会・町内会、コミュニティ協議会、東区社会福祉協議会支会、地区民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会など</p>						
<p>助成額及び対象経費等</p>	<p>【助成額】</p> <table border="1" data-bbox="402 922 1369 1115"> <thead> <tr> <th>実施範囲</th> <th>助成額上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単一自治会・町内会</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>複数自治会・町内会</td> <td>27,000円×自治会・町内会数 例)3つ自治会範囲での実施場合：81,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数自治会・町内会範囲の場合、上限は180,000円となります。</p> <p>※ コミュニティ協議会、東区社会福祉協議会支会、地区民生委員児童委員協議会等が実施する場合も、実施範囲により助成限度額は同様となります。</p> <p>【助成対象経費】</p> <p>会場費、機材等賃借料、広報費、保険料、茶菓代等消耗品、講師謝礼(1人当たり上限2万円)、食材費(概ね1人当たり1,000円程度)、飲料代、等</p> <p>※ <b>アルコール飲料、備品購入費、役員のための懇親会・慰安旅行、事前事後の打ち合わせに係る経費は対象外です。</b></p>	実施範囲	助成額上限額	単一自治会・町内会	27,000円	複数自治会・町内会	27,000円×自治会・町内会数 例)3つ自治会範囲での実施場合：81,000円
実施範囲	助成額上限額						
単一自治会・町内会	27,000円						
複数自治会・町内会	27,000円×自治会・町内会数 例)3つ自治会範囲での実施場合：81,000円						
<p>申請方法等</p>	<p>1 申請書の提出 助成申請書(様式A・B)を、東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。 《受付期間 <b>令和6年10月1日(火)から令和6年10月31日(木)まで</b>》</p> <p>2 決定通知の送付 申請内容の審査後、本会から決定通知書を申請団体あてに送付します。 (申請受付から3週間程度)</p> <p>【注意事項】</p> <p>この段階での交付決定額は、助成申請書に基づく予定額であり、完了報告に基づく助成金確定等で変更になる場合があります。</p> <p>また、当年度の東区全体の歳末たすけあい募金額の状況により、助成金確定額が変更になる場合があります。</p>						

【裏面へ続きます】

	<p>3 報告書の提出 事業実施後すみやかに報告書(様式C・D)・事業実施の状況(写真や案内文書・プログラム等)・経費支出の領収書(写し)を本会へ提出してください。</p> <p>4 送金通知書の送付 報告内容の審査後、助成金確定額及び送金日が決定しましたら、送金通知書を申請団体あてに送付します。 (報告書を受理した月の翌月末までに送金予定)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 万が一の事故に備えて保険への加入をお勧めいたします。</li> <li>○ 地域歳末たすけあい事業は、<b>参加対象者を特定せず</b>、自治会・町内会の回覧チラシ等により広く地域にご案内ください。</li> <li>○ 共同募金の「歳末たすけあい募金」を事業実施の財源として活用して「地域歳末たすけあい事業」を実施していることを、参加者等地域の皆様へ広く周知してください。</li> </ul>